

7. 立入検査の結果について

(1) 平成24年度の立入検査実施件数及び立入検査結果

東日本大震災の関係もあって、平成23年度に引き続いて、監査指導業務を一時見送ることになったことから、大臣認可事業者（平成24年4月1日現在で481事業者）のうち、24の事業者に対して実施した。

その結果については、以下のとおりである。（詳細については、別添参照）

- ・文書指摘 → 延べ30件
- ・口頭指摘 → 延べ86件

(2) 平成25年度の立入検査について

平成25年度においては、約50の事業者に対して立入検査を実施しているところであり、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、前半の立入検査において、指摘が多かった事項は以下のとおりであるので、各水道技術管理者におかれでは自己点検をするとともに、引き続き適正な水道事業が図られるよう徹底されたい。

- 水道技術管理者は、技術管理の中心責任者であるので、十分な技能を有する者を選定し、適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えておく必要があるが、規定等で明定されておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。
- 水道事業者は、水道法第24条の2の規定に基づき、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供すること。
- 水道事業者は、水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するとともに、水道法施行規則第17条の2第1項の規定により、水質検査計画を毎事業年度の開始前に水道の需要者に情報提供すること。
- 危機管理対策について、危機管理マニュアル（水質事故、テロ対策、震災対策、停電時対策、渇水対策、クリプトスボリジウム対策）を整備すること。

また、立入検査での指摘事項については、その結果について後日報告を求めているところであるが、「早急に改善する」、「今年度中に策定する」など、漠然とした報告ではなく、具体的な改善内容及び解消時期等を必ず明記するようお願いする。

平成24年度立入検査における文書指導事項及び口頭指導事項延べ件数

指摘事項	文書指摘		口頭指摘	
	件数	割合	件数	割合
資格に関すること	1	3.3%	23	26.7%
水道技術管理者	0	0.0%	16	18.6%
布設工事監督者	1	3.3%	7	8.1%
認可等に関すること	7	23.3%	1	1.2%
認可	1	3.3%	0	0.0%
各種届出	5	16.7%	0	0.0%
給水開始前検査	1	3.3%	1	1.2%
水道施設管理に関すること	2	6.7%	12	14.0%
衛生管理に関すること	1	3.3%	2	2.3%
健康診断	1	3.3%	0	0.0%
衛生上の処置	0	0.0%	2	2.3%
水質検査に関すること	2	6.7%	9	10.5%
水質管理に関すること	0	0.0%	0	0.0%
汚染源等の把握	0	0.0%	0	0.0%
クリプトスピリジウム対策	0	0.0%	0	0.0%
危機管理対策に関すること	0	0.0%	39	45.3%
住民対応に関すること	17	56.7%	0	0.0%
資源・環境に関すること	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
計	30	100%	86	100%

①平成24年度 立入検査指摘事項(文書指摘)(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格にすること		1
水道技術管理者		0
布設工事監督者	水道法第12条第1項の規定により、水道事業者は水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならぬとなつてゐるが、貴水道事業においては、指名通知を明確に確認できなかつた。今後は監督者を明確に指名すること。	1
認可等にすること		7
認可	水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は取水地点を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、専用水道施設の移管を受けた際、取水地点を追加したにもかかわらず、認可を受けていなかった。早急に事業変更認可の申請を行い、認可を受けること。	1
各種届出	水道法第7条第3項の規定に基づき、申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出なければならないとあるが、届出が出されていないため、速やかに届け出るとともに、再発防止に努めること。 水道法第13条第1項に基づく給水開始前の届出について、浄水場及び浄水場から最も遠い送水施設についての届出はあったものの、分岐部から供用を開始する受水池までの送水施設について未届けであったため、速やかに届出ること。	5
給水開始前検査	水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、当該の工事を実施したにもかかわらず届出がなされていなかった。 早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は確実に給水開始前検査を実施すること。	1
水道施設管理にすること	水道法第5条及び水道施設の技術的基準を定める省令、また省令改正に伴う課長通知に基づいて、購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定すること及び仕様を満たしたものが納入されていることを確認することとあるが、納入時の確認を怠っていたため、納入時の確認をすること。 水道法第5条及び水道法第19条第2項に基づく施設の定期的な点検について、取水塔、水管橋、ポンプ施設等の点検が行われていなかつたため、定期的な点検を行うこと。	2
衛生管理にすること		1
健康診断	水道法施行規則第16条第1項の規定に基づき、定期の健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに実施しなければならないとあるが、過去に実施していなかつたため、再発防止に努め、定期に実施すること。	1
衛生上の措置		0

水質検査に關すること	2
水道法施行規則第15条に基づく水質検査回数を減じている箇所について、適切な回数が行われていないため、全項目の検査回数を見直すこと。 また、水道法施行規則第15条7項に基づく水質検査計画に記載すべき項目について、記載されていない項目があるため、上記内容を踏まえて、水質検査計画に必要な項目を記載すること。	
水質管理に關すること	0
汚染源の把握	0
クリプトスピリジウム対策	0
危機管理対策に關すること	0
住民対応に關すること	17
水道法施行規則第17条の2の規定により、第1号から第8号に掲げるものについて、水道の需要者がを容易に入手することができるような方法で行うものとあるが、広報やホームページ等で確認できなかつたため、早急に情報提供すること。	
資源・環境に關すること	0
その他	0

②平成24年度 立入検査指摘事項(口頭指摘)(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格にすること		23
水道技術管理者	<p>水道技術管理者は、技術管理の中心責任者であるので、十分な技能を有する者を選定し、適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えておく必要があるが、規定等で明定されておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。</p> <p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、前回の立入検査で指摘したにもかかわらず、技術管理者の関与が明定されていないため、技術管理者の関与について明定すること。</p>	16
布設工事監督者	<p>工事を行う際、工事監督者として職員の指名は行われていたが、水道法で定められた布設工事監督者であることが明確でないため、布設工事監督者の指名であることを明確にすること。また、布設工事監督者の業務内容、責任の所在について規定等で明定されておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、布設工事監督者の業務内容及び責任の所在について明確にすること。</p>	7
認可等にすること		1
認可		0
各種届出		0
給水開始前検査	<p>水道事業者の給水区域において工事を施工するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施工することとあるが、工期の確認を怠っており、また、工事内容の確認についても十分に確認せず、形式的に処理していることが見受けられたため、工期、工事内容の確認を確実に行うこと。</p>	1
水道施設管理にすること		12
	<p>水に注入される薬品等が施設基準に適合しているかについて、契約時は水道技術管理者による適切な確認が行われていたが、納入時の書類には水道技術管理者の関与が確認できなかつたため、確認できるようにすること。</p> <p>水に注入される薬品等による水に付加される物質の技術的基準について、次亜塩素酸ナトリウムの設定最大注入率における薬品基準への適合を確認すること。</p> <p>水道事業者は鉛製給水管の布設状況（宅内部）の把握に努めるべきであるが、メーター以降の宅地内の配管状況を把握しておらず、宅内部の鉛製給水管の使用状況についても、給水台帳等で保有情報を確認していないため、特定・把握に努めること。</p> <p>鉛製給水管について、布設替計画が策定されていないため、布設替計画を策定し、計画的に布設替を行うこと。また、鉛製給水管の使用者に対しての周知がなされていないため、個別に周知すること。</p>	

衛生管理にすること	2
健康診断	0
衛生上の措置	2
<p>衛生上の措置に関して、水源の出入り口付近にゴミ置き場が設置されているため、速やかに改善し水道の汚染防止を徹底すること。また、配水場において、出入り口が開放されている時があり、人畜が施設に立ち入って水が汚染される恐れがあるため、汚染防止の必要な措置を講ずること。</p> <p>衛生上の必要な措置について、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒を行わなければならないとあるが、年に数回下回るおそれのある給水栓があるので、追加塩素注入施設を活用し、適切な遊離残留塩素を保持すること。</p>	
水質検査にすること	9
<p>毎日の水質検査について、検査は毎日実施されていたが、検査結果の報告については1ヶ月ごとであった。水質検査の目的から検査結果を速やかに把握すること。また、毎日の水質検査の採水場所については、責任の所在が不明確とならないように留意すること。</p> <p>水質検査の委託について、委託先の登録水質検査機関における水質検査の実施状況の確認を行うこと。</p> <p>水質検査計画について、未記載の項目があるため、記載すること。</p> <p>水質検査計画の原水の水質検査に関する事項について、全量受水であっても用水供給事業者との連携のうえ記載すること。</p> <p>水質検査計画について、定期の水質検査の採水場所の選定理由や検査回数を減・省略する際の理由に誤記や説明不十分な点があったため、適切に記載すること。</p> <p>水質検査計画について、事業年度の開始前に策定していたにもかかわらず、平成23年度水質検査結果を反映できなかったという理由をもって、10月まで公表していなかった。今後は事業年度開始前に公表すること。</p>	
水質管理にすること	0
汚染源の把握	0
クリプトスピリジウム対策	0
危機管理対策にすること	39
<p>危機管理対策について、危機管理マニュアルが整備されていなかった。早急にマニュアル類を整備するとともに、給水停止時の指揮命令系統、応急給水体制について併せて整備すること。</p> <p>基幹病院等の重要な施設に関する応急給水等について、関係機関との連携体制が構築されていなかった。災害時においては基幹病院等の重要な施設に優先的に応急給水される必要があるため、より具体的に実現性のある体制を早期に構築すること。また、それにあわせて防災マップや給水拠点について整理し、関係部局と連携をはかり、災害時の応急給水体制等を構築するとともに、市民に広く周知すること。</p>	

薬品等の保管・管理について、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理に必要な書類（例：購入時の仕様書、使用量等を記載した薬品台帳）の管理が徹底されていないため、改善すること。

新型インフルエンザ対策について、事業継続計画はあるが、連絡体制等に不備があつたため、発生時に適切な対応がとれるような内容とすること。

情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ対策を実施していないため、早期に対策をとること。

運転手引書について、緊急時の対応がとれる運転手引書が整理されていないため、運転手引書を整理すること。

施設関係図面等の管理について、施設図、配管図等の更新は確認できたが、管理・保管が適正にされていなかったため、いつでも速やかに利用できる状態に整理し、保管すること。

事故時における事業者内部・受水団体等との連絡通報体制は整えていたが、ダム関係者との連絡通報体制が整っていなかったため、ダム関係者との連絡通報体制を整備し、関係者に通知すること。

耐震化計画について、計画が策定されていなかったため、早期に耐震化計画を策定し、耐震化を進めること。

住民対応に関すること	0
資源・環境に関すること	0
その他	0